

歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について

平成26年8月25日

内閣総理大臣

申合せ

法務大臣

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項後段の規定により読み替えて適用される公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第1項の規定に基づき、法務省が保有する訴訟に関する書類について、歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、次のとおり定めることとし、平成26年8月25日から実施する。

- 1 法務大臣がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史公文書等」は、法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書であるものとする。
- 2 「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、法務大臣から内閣総理大臣に対し、歴史公文書等に移管することとする。